

• 226【土地建物分讓契約書】

売主(甲) 株式会社 不動産

代表取締役 横山 靖史

東京都文京区小石川 一 一

買主(乙) 高橋 直

右当事者間において、左記の通り土地建物の分譲契約を締結した。

第一条 甲は乙に対して後記表示の土地建物を売り渡すことを約し、乙はこれを買受ける。

第二条 後記土地建物の売買代金は総額 万円とし、乙は甲に対し、代金を次の通りに支払う。

一 本日手付金として金 万円。

二 残代金 万円は六十回分割支払いとし、平成 年 月より平成 年 月まで、毎月末日 万円ずつ支払うものとする。

三 金利は年 %とし、毎年 月に向こう一年分を計算してこれを十二等分したものを、前号残代金の分割支払いと同時に支払うものとする。

第三条 甲は乙に対し、平成 年 月 日までに、後記土地建物の所有権移転登記申請および後記土地建物の引き渡しを行なうものとする。

第四条 本契約締結後、前条の引き渡しまでの間に後記土地建物が毀損または滅失したときは、甲は乙に対して手付金を返還しなければならない。このときは契約を解除することができる。

第五条 第三条の引き渡しまでの間に乙が本契約を解除する場合、手付金の返還を求められない。

2 甲が本契約に違反したときは、甲は乙に対して手付金の倍額を返還しなければならない。

第六条 後記土地建物に対する固定資産税等の公租公課は、第三条の引き渡しの日の前日までを甲が負担し、この日以降の分は乙が負担するものとする。

第七条 乙が第二条に定める残代金の分割支払いを怠ったときには、甲は乙に対して内容証明郵便にて催促し、これを乙が受領したのち三十 日を過ぎてなお支払われない場合、甲は乙に対して残代金の全額を請求することができる。

第八条 乙は甲の承諾を得ずに本契約の権利を他に譲渡することはできない。但し、相続の場合はこのかぎりではない。

平成 年 月 日

売主(甲) 株式会社 不動産

代表取締役 横山 靖史 印

買主(乙) 高橋 直 印

土地建物の表示

(一) 土地

一、所在地 東京都板橋区大和南四三二一

一、地番 五六番

一、地目 宅地

一、地積 一三〇平方メートル

(二) 建物

一、家屋番号 二一五番

一、種類 住宅

一、構造 木造モルタル二階建て

一、床面積 一二〇平方メートル

